

# ドイツにおける会計規範の展開過程（その1）

## —貸借対照表指令法から透明・開示法まで—

石 原 肇

### 1. はじめに

会計制度の国際的調和化が叫ばれてからすでに久しい。とりわけ現在では、各国とも、国際会計基準（以下IASと略称する）にどのように対応するかという問題が、緊急に解決すべき課題として現れていることは周知の通りである。しかも、最近に至ってその具体化が進むにつれて、多くの問題が提起されていることも、これまた周知のことであろう。会計制度という社会的合意化のための制度にあっては、それぞれの国の歴史、文化、法制などの果たす役割は大きく、また、その時々を経済条件によって異なった意味を持つものである。したがって、その具体的進展とともに重要な問題が提起されることも、むしろ当然であるといえよう。

ところで、わたくしは、こうしたIASを中心とした「会計制度の国際的調和化」の抱える問題を整理するために、ドイツならびに欧州連合の立場を代表するいくつかの論文を考察してきたが<sup>1)</sup>、そこでの基本問題は、IASに代表される資本市場指向的な情報機能と配当可能利益の確定および課税所得の確定との関係をどのように処理するかという問題であった。ドイツの基本的立場は、透明化法（KonTraG）に明記されているように、個別決算書と連結決算書とを区分し、資本市場に指向した国際的基準の適用を連結決算書に限定することによって、配当可能利益の確定および基準性原則への影響を排除する、というものであった。しかし、こうした国際的基準が将来一般化すれば、それが「正規の簿記の諸原則」に影響を及ぼし、個別決算書に対する影響を防ぐことができないのではないか、という懸念を各論者とも共通して述べている。もちろん、ドイツ会計委員会による「ドイツ会計基準」は未だ完成したわけではなく、論者の懸念も現実のものではない。だが、将来、このような問題を具体的に解明するためには、これまでのドイツ会計制度展開との関係において問題を整理しておくことが必要であろう。

本稿においては、「貸借対照表指令法から透明・開示法まで」<sup>2)</sup>と題するH. J. Kirschの論文を

1) 石原肇稿「ドイツにおける会計制度国際化論の論点（その1およびその2）」大阪産業大学経営論集第2巻第3号および第3巻第1号所収、石原肇稿「企業会計の国際的調和化と基準性原則」大阪産業大学経営論集第3巻第2号所収を参照

2) Hans-Jürgen Kirsch, Vom Bilanzrichtlinien-Gesetz zum Transparenz- und Publizitätsgesetz, WPg. Heft 14, S.743ff.

手がかりに、以上の問題を考察したいと考える。Kirschによれば、この論文は、2002年7月10日、J. Baetgeのミュンスター大学監査制度研究所における最終講義の機会に、Baetgeに捧げられたものである。そのために、論文の随所にBaetgeの名前が見出されるが、そのまま考察することにした。以下、Kirschの叙述に従って見てゆくことにしよう。

## 2. 株式法から貸借対照表指令法まで

さて、Kirschは、1965年の株式法大改正から貸借対照表指令法までの時期を第一段階として、その叙述を行っている。すなわち、かれによれば、1985年12月19日の貸借対照表指令法以前には、会計は、株式会社のために、1965年株式法においてだけ、より詳細かつ事細かに規定されていたにすぎなかった。非資本会社は、(すでに1965年以前に規定されている)基本的には簿記および財産目録に限定された商法典第38条以下の「非常に古い規定 (Uraltvorschriften)」を遵守し、かつ、「正規の簿記の諸原則により財産の状態を明らかにしなければ」ならなかった<sup>3)</sup>。このことは、監査制度研究所におけるBaetgeの前任者であるLeffson, U.の「正規の簿記の諸原則」を含む関連文献によって具体化された。株式法の諸規定は約20年存続した。次の20年は、ドイツ貸借対照表法にとって著しく活動的になるべきものであった<sup>4)</sup>。

その場合、Kirschは「会計の目的をめぐる議論および国際的影響との対決が、いかに時代を超えたものであるかということを経史の一瞥が示している」<sup>5)</sup>という。すなわち、かれによれば、すでに1965年の株式法改正の際に、取得原価原則および製造原価原則の保持は、アングロサクソンの刻印された「透明であるが、閉ざされているポケット」原則により秘密積立金を明るみに出すことの不利益に対して、重要な路線を定めることであった。この改正は、全体として債権者保護から株主保護への転換と解釈されたが、それにおいては、年度決算書における拡張された情報によって、債権者を保護する手段が企業の処分権能から資本提供者により強く置き換えられたのである、とされる。

つぎに、貸借対照表指令法によって、欧州共同体第4次指令および第7次指令その他がドイツ法に転換された。そのことによって、ドイツ貸借対照表法は、構成、範囲、適用領域および細目の程度において根本的に変更された。欧州共同体指令によって、当時の加盟国における会計法が調和されるべきであった。したがって、欧州共同体指令は、本来はその時々々の国民的管轄領域内に存在する会計法を、国境を越えて調整する最初の包括的試みであった<sup>6)</sup>。

その場合、この調和化は、「特定の法形態の会社」の会計と第4次指令とに関連しているが、それは、ドイツについては指令第1条において株式会社および有限会社に具体化された。欧州共

3) Kirsch, H.J., a.a.O. S.744.

4) Ebenda, S.744.

5) Ebenda, S.744.

6) Ebenda, S.744.

同体第7次指令によっては、連結決算書に関する会計法が調整されるべきである。その場合、この指令も、資本会社に対立する利害関係者の保護を意図し、したがって、この企業結合の財務状態に関する情報が社員および第三者に知らされるものであったが、「このことは、すでに当時、コンツェルン決算書の情報目的の強調を示唆していた」<sup>7)</sup>とされる。

しかしながら、Kirschによれば、ドイツの立法者は欧州共同体指令の転換に際し、指令のドイツ法への純粋な変換では満足せず、転換の機会に貸借対照表法の包括的な再編成を行ったのである。すなわち、会計に関する諸規定は株式法から商法典に受け継がれたが、その場合、商法典における新规定は欧州共同体指令の適用領域（資本会社およびコンツェルン）だけでなく、基本的には非資本会社にも関係している。すべての企業に適用される諸規定は商法典第238条から第263条までに成文化され、また資本会社には商法典第264条から第289条までにおいて特別な計上、評価および表示規定ならびになかなく（欧州共同体第4次指令の基準に合致して）包括的な報告、説明規定が補完された<sup>8)</sup>。

そのうち、株式会社の個別決算書に関しては、すでに1978年7月25日に議決された欧州共同体第4次指令の転換と比較的僅かな改正とが結び付けられた。当時、集中的に議論されたのは、なかなく年金引当金の消極側表示義務、商法典第249条第2項による費用性引当金に関する消極側表示選択権および商法典第274条による潜在的税金に関する積極側表示選択権である。ともかく、ドイツの立法者は、すでに株式法により適用されている計上および評価の諸原則についてはそのままにし、若干の正規の簿記の諸原則その他を商法典第252条において成文化したのである。株式法によって成立している選択権（例えば、製造原価の上限および下限）は、（すでに挙げた年金引当金に関する消極側表示選択権まで）本質的には維持され続けている。だが、いまやこれらの諸規定は、（ドイツの立法者の最初の意図に反して）そのほかに株式会社と同様な監査義務および開示義務に支配されている有限会社についても適用されなければならなかった<sup>9)</sup>。

また、非資本会社の個別決算書に対する影響は広範囲に及んだ。それらに対しては、最初に包括的な一般原則と具体的な計上規定および評価規定が成文化された。そのことについて注目すべきは、なかなく、そのための刺激および模範が資本会社の決算書を目標にしている欧州共同体第4次指令であったということである<sup>10)</sup>。

さらに、貸借対照表指令法によって年度貸借対照表に対してよりも一層包括的に変更されたのは、それまではむしろ継子扱いされていたコンツェルン会計である。ドイツの立法者は、いわば個別決算書に関するより厳格な規定に対する埋め合わせとして、コンツェルン会計に関する欧州共同体指令を明らかに年度決算書に対してよりも寛大に転換した。1983年6月13日によりやく可決された欧州共同体第7次指令のほとんどすべての加盟国選択権がドイツ法に受け継がれた（も

---

7) Ebenda, S.744.

8) Ebenda, S.744.

9) Ebenda, S.744-745.

10) Ebenda, S.745.

もちろん、欧州連合内部の調和化を別にすれば、そのことは、むしろドイツにおいてすでにコンツェルン決算書の比較可能性にとって有害であった<sup>11)</sup>。

最後に、根本的な改正としては、旧株式法に対して次の変更が挙げられる。例えば、それまで適用されているコンツェルン決算書に対する個別決算書の基準性は、それによれば編入された決算書が変更されることなしに（それゆえ商事貸借対照表IIなしに）コンツェルン決算書に受け継がれることができたが、コンツェルン決算書の基礎になっている連結範囲に含まれる決算書によって代替された。外国の子企業の決算書に対しては、いまや1965年株式法第329条第2項の編入選択権の代わりに編入義務が存在している。そこで、資本結合は、差額を積立金と相殺する可能性を含めて、原則上、成果作用的である。さらに、ここでは、持分連結についての可能性および歴史的取得原価を上回ってもエクイティ法による特定の資本参加の成果作用的貸借対照表表示が、その他の根本的な変更として挙げられている<sup>12)</sup>。

総じて、欧州共同体第7次指令の転換により、なかんずくコンツェルン決算書の言明能力が高められるべきであった。その場合、資本会社のコンツェルン決算書における項目、評価および表示に関する原則が、大規模資本会社の個別決算書に対して適用される法を形成してきたし、形成している<sup>13)</sup>。

こうして、Kirschは、「総括すれば、ドイツの立法者は貸借対照表指令法による欧州共同体第4次指令および第7次指令の転換によって、資本会社およびコンツェルンに関する法律の統一についての欧州の刺激に対する反動として、すべての法形態の企業に関するドイツの貸借対照表法を包括的に変更した、ということを確認することができる<sup>14)</sup>」という。すなわち、株式会社と有限会社は同列に置かれたし、非資本会社の決算書は同じ一般原則に従わなければならない。コンツェルンは、大規模資本会社のように経済単位として会計報告を行い、したがって、これとも比較可能である。新貸借対照表法は、企業および企業結合の経済状態について、より大きな透明性を創り出した<sup>15)</sup>、というのである。

### 3. 資本会社&Co.指令法による作成義務および開示義務の拡張

Kirschが次の展開として挙げているのは資本会社&Co指令法である。かれは、「2000年春のKapitalgesellschaften und Co.指令法 (KapCoRiLiG) によっても、ドイツの立法者は欧州レベルでの義務を果たした<sup>16)</sup>」という。かれによれば、その起源は、すでに欧州共同体第4次指令をめ

---

11) Ebenda, S.745.

12) Ebenda, S.745.

13) Ebenda, S.745.

14) Ebenda, S.745.

15) Ebenda, S.745.

16) Ebenda, S.745.

ぐる議論にあった。すなわち、欧州共同体第4次指令の議決と転換の際、すでに特徴的なドイツの法的企業形態としての有限合資会社（GmbH & Co.KG）が、無限責任の合資会社の事実上の有限責任に基づいて、指令の適用領域に属すべきかどうかということが集中的に議論されたのである。ドイツの立法者は、有限合資会社をさしあたり資本会社として扱わず、1990年11月8日に特にこの企業形態のために議決された有限合資会社指令の転換をもほとんど10年間放置した。だが、2000年春以来、いまや有限合資会社は資本会社とみなされ、資本会社と同じく会計報告を行い、場合によってはコンツェルン決算書を作成し、なかんずく決算書を開示しなければならないのである<sup>17)</sup>。

その上に、この立法計画の途中において、規模によるコンツェルン会計報告義務（商法典第293条）の免除に関する基準が縮小され（それによって規模による免除を利用することができるコンツェルンがより少なくなった）、ドイツにおけるコンツェルン決算書の意義がさらに強化された。資本市場に指向した（少なくとも企業が有価証券取引法第2条第5項にいう組織された市場を利用するかまたは上場許可を申請したところの）コンツェルンに対する商法典第292a条（すでに1998年に資本調達容易化法によって挿入された）の適用領域の拡張は、同じように解釈される<sup>18)</sup>、とされる。

#### 4. 透明化法および資本調達容易化法による商法典の変更

##### —ドイツ会計の国際化に対する第一歩—

ドイツ会計の国際化の第一歩とされている透明化法および資本調達容易化法について、Kirschは、「ドイツにおいて変更されなかった会計規定が価値を失いつつある半減期の傾向にあるということは、1998年春には、企業領域におけるコントロールおよび透明性に関する法律（KonTraG）および資本調達容易化法（KapAEG）とともに、その兆候が現れていた。この二つの法律が貸借対照表指令法および資本会社&Co.指令法と異なるところは、もちろん、それらが欧州のイニシアティブによって解決されたのではなく、さしあたり国内の変更された枠条件に遡るのである。それでも、会計情報の国際的比較可能性は、この場合にも、小さくない役割を演じたのである」<sup>19)</sup> という。

すなわち、Kirschによれば、ドイツにおけるさまざまな企業危機に対して、立法者は透明化法で応えた。具体的な会計規定は、透明化法によっては、なるほど比較的僅かな数の変更が行われたにすぎないが、しかし、それにもかかわらず、それは重要な意味をもって変更された。このことは、ドイツにおける貸借対照表表示規範の内容ならびに構造に妥当することであるが、それは透明化法によって（欧州の境界を越えて）国際基準により強く接近させられたのである<sup>20)</sup>。

---

17) Ebenda, S.745.

18) Ebenda, S.746.

19) Ebenda, S.746.

20) Ebenda, S.746.

まず、貸借対照表表示規範の内容は、とりわけ商法典第297条第3項によって、上場コンツェルンのコンツェルン付属説明書（資本調達容易化法によって資本市場指向的コンツェルンに拡張された）が、透明化法以来、国際的範例に従ってキャッシュフロー計算書およびセグメント報告書だけ拡張されなければならない、ということに沿って変更された。だが、このことは、多数の国際的に活動しているドイツのコンツェルンの当時の実務と大幅に一致していたし、その限りではむしろ根本的革新の性質としてのシグナル作用を有したのである。透明化法のその他の根本的変更、すなわちリスク報告書およびその監査に関する、いまや明示的な義務をJörg Baetgeはとくに歓迎したが、かれは、とりわけ長年にわたる研究経験に基づく「Baetge貸借対照表格付け」によって企業の経済状態の判断のための有力なツールを発展させた。これに関して、決算書監査の際のその適用は、文献においても推薦されている<sup>21)</sup>。

さらに、ドイツにおける会計規範の組織に関して、ドイツの立法者は、商法典第342条により、また同じく国際的範例によって基準設定者(Standardsetter)を設立する刺激を与えたが、それは、ドイツ基準審議会DSR (Deutscher Standardisierungsrat) およびその担い手機関であるドイツ会計基準委員会DRSC (Deutsches Rechnungslegungs Standard Committee e.V.) によって基礎づけられ、すでに1998年秋に連邦法務省によって承認された<sup>22)</sup>。この場合にも、Jörg Baetgeは、管理委員会およびコンツェルン会計作業グループの構成員として「最初の瞬間の立役者」に属している<sup>23)</sup>。

これに対して、Kirschによれば、「資本調達容易化法はドイツにおける会計国際化への立法者の反応を示している。これは、ドイツの貸借対照表表示規範の編成においてだけでなく、例えば多様な指令の転換の場合のように、欧州連合の相応する枠条件にも表れている<sup>24)</sup>とされる。すなわち、資本市場開放の増大とドイツ企業の資本需要の増大は、1990年の初頭に、ドイツ企業が自己のコンツェルン決算書を国際規範に従って作成しようとすることに導いた。ここでは、1993年におけるダイムラー・ベンツのUS-GAAPへの調整計算書および1994営業年度についてのバイエル、ヘヒスト、シェリングおよびハイデルベルクセメントの最初のいわゆる商法典/IAS二重決算書が想起される、というのである。

しかしながら、国際規範の適用に関しては、この時点では、ドイツにおいても欧州連合レベルにおいても法的根拠は存在しなかった。ドイツの立法者は、商法典第292a条の導入により資本調達容易化法の範囲内で企業の希望を考慮したのであるが、それによれば、上場された親企業（のちに資本会社&Co.指令法によって資本市場指向的コンツェルンに拡張された）は、特定の条件のもとでは、免除されるコンツェルン決算書を選択的に国際的に認められた会計規範によって作成することが許されるのである。Kirschによれば、立法者は、この例外規定の不十分な法体系上

---

21) Ebenda, S.746.

22) Ebenda, S.746.

23) Ebenda, S.746.

24) Ebenda, S.746.

の編成を2004年までの時限規定によって考慮したのである<sup>25)</sup>。

したがって、Kirschは、「商法典第292a条の選択権は、資本市場において自己を国際的に比較可能にしようとするドイツ企業の欲求を反映しているのである<sup>26)</sup>という。つまり、かれによれば、まず第一に、多数の該当する企業によって批判され、拡張された貸借対照表指令法による開示義務とは異なって、立法者は、商法典第292a条によって企業の希望を比較的短期間に、また法体系上確定的に満足できる解決を考慮することなしに転換したのである。また、ドイツにおける決算書の比較可能性も、それによって一義的に義務付けられている<sup>27)</sup>。

さらに、Kirschは、ドイツにおける資本市場コミュニケーションにとって国際会計諸原則の意義が増大していることは、新市場の企業にとっては国際的規定による決算書が1997年から、またSMAXに対しては2002年から義務として定められていることが示している、と主張するのである<sup>28)</sup>。

## 5. ドイツ基準審議会（Deutscher Standardisierungsrat : DSR.）の役割

さて、コンツェルン付属説明書の拡張およびコーポレートガバナンス領域に関する多様な諸規定のほか、ドイツにおける透明化法によってアングロサクソンの特性を有する基準設定者のための制度的基礎が作られた<sup>29)</sup>。すなわち、商法典第342条によれば、この審議会は、連邦法務省の諮問委員会と並んで、会計問題に関する立法手続および国際的審議会への代表に際して、コンツェルン会計の諸原則を発展させる（それは、この地位を連邦法務省の公示によって得た）課題を有する。Kirschは、これに関して、「DSRは自己の基準において国際的規範とのできるだけ広範囲にわたる一致を得ようと努力しているが、その場合、このことは有意義であると思われる。それでもなお残されているIASまたはIFRS（次期のIAS）とUS-GAAPとの相違は、基準の終わりに詳細に述べられている<sup>30)</sup>と主張している。

さらに、Kirschは、「もちろん、DSRによって発展させられたドイツ会計基準（DRS）という形態における諸原則の商法典現行規定に対する関係は、問題がないわけではなかったし、また、現在もそうである<sup>31)</sup>という。では、それは、どのような状況であろうか。

まず、Kirschによれば、「ドイツ会計基準が、これまで規定されていなかったかまたは包括的に規定されていなかった会計領域に関連している限りでは、ドイツ会計基準と商法典との間に衝

---

25) Ebenda, S.746.

26) Ebenda, S.747.

27) Ebenda, S.747.

28) Ebenda, S.747.

29) Ebenda, S.747.

30) Ebenda, S.747.

31) Ebenda, S.747.

突は存在しない」<sup>32)</sup>とされる。例えば、DSRは、特定の企業のためにキャッシュフロー計算書およびセグメント報告書を作成するという前述の新しい要求に対してすでに速やかに反応した。商法典第297条第1項第2文のこの簡潔な規定がドイツ会計基準2および3を実現している。同様に、DSRは、いかなる具体的適用要件のもとで商法典第292a条により免除されるコンツェルン決算書が作成されるかという問題、この場合、なかんずく欧州共同体指令との一致および商法典による決算書との同質性という問題に対してとる態度を詳細に論じてきた。その場合、ドイツの基準設定者が国際的調和化過程の圧力の中にいかに強く組み込まれているかは、US-GAAPによる営業権または暖簾に対する評価テストの欧州共同体指令との一致に関するきびしく批判された態度表明に示されている。これらの諸規定は、ドイツ会計基準1aによれば、欧州共同体指令と矛盾せず、そのことによってドイツ企業のUS-GAAPによる決算書は、依然として商法典第292a条による免除効力を含有しうるのである<sup>33)</sup>、とされる。

これに対して、Kirschは、「DSRによって展開された諸原則が商法典の明示的な選択権を制限するかまたは現行の諸規定に抵触するような方法で商法典の諸規定と対立する場合には、ドイツ会計基準と商法典との間に矛盾が存在する」<sup>34)</sup>という。そこで、DSRは、ドイツ会計基準4において資本連結から生ずる積極側差額と積立金との相殺に関する商法典第309条第1項第3文に反対し、もっぱら新評価方法だけを資本連結の場合に認められた処理方法として基準に受入れたのである。したがって、商法典第342条およびドイツ会計基準4の首尾一貫した解釈の場合には、資本連結の差額と積立金との相殺および簿価法は、正規のコンツェルン会計の諸原則と一致しないであろう。しかし、Kirschは、「結果として、企業は、商法典の明示的規定がドイツ会計基準に同化しない限り、商法典の規定を援用することができるであろう」<sup>35)</sup>と主張するのである。

さらに、Kirschによれば、DSRは、選択権の制限を越えて、商法典の明示的規定に違反するであろう貸借対照表表示規定をいくつか述べている。例えば、秘密積立金を明るみに出す場合の取得原価制限（商法典第301条第1項第4文）は無くすべきである（そのことによって、立法者は国際化という祭壇上で固い貸借対照表法の原則を犠牲にしている）。だが、Kirschによれば、それでもDSRの基準が現行法に抵触することは許されない。そのために、基準の義務的部分におけるこの提案を統合する（連邦法務省による公示の拒絶で必然的に失敗した）DSRの最初の措置方法に反して、商法典と一致する必要のない基準独自の「立法論的」部分における文章句が公表されているのである。さらに、それぞれの基準に関する原則的な前文において、基準が現行法の枠内において動かなければならないことが明示的に指摘されている。それにもかかわらず、DSRは、文書による方法での現行法の変更に関する勧告を差し控えている。Kirschは、このことが「連邦法務省がこの提案を取り上げるという期待と結び付いている」<sup>36)</sup>としている。

32) Ebenda, S.747.

33) Ebenda, S.747.

34) Ebenda, S.747.

35) Ebenda, S.747.

36) Ebenda, S.748.



ところで、Kirschは、「この商法典とドイツ会計基準との並存は、一見したところでは何か不十分な感じを与える。しかし、今の時点では、それは事物の本性の中に存在している」<sup>37)</sup>という。すなわち、DSRは、連邦法務省との共同作業において専門的、制度的に確立するための時間を必要としている。透明・開示法と、IAS適用に関する欧州連合命令に対する立法者の反応とをめぐる議論によって、ここでは、構成上の協力が際立って見える、とするのである。

さらに加えて、Kirschによれば、前述の法律の趣旨は、DSRの位置づけおよび意義に対する結論とも結び付いて、ドイツにおける、より広い構成を持つ会計規定の新秩序開始を示唆している。

ここで注目されるのは、この立法趣旨において意図されたIAS決算書に対するコンツェルン貸借対照表表示規定の開放によって、将来、ドイツ会計基準の適用領域がおそらく縮小するであろう、ということであるが、しかし、完全に消滅するというわけではない。したがって、DSRは、将来においても連邦法務省の審議機関および国際審議会における代表者としてだけでなく、コンツェルン会計に関する商法典の明文規定の具体化および補完に際して重要な役割を占めるのである。それだけに、「基準の包括的なセットによって可及的速やかにその課題の確保に関する幅広い論拠を作り出すことがより重要である」<sup>38)</sup>とされるのである。

## 6. 透明・開示法 —ドイツ貸借対照表法のより一層の近代化および国際化の第一歩か—

さて、Kirschは、「DSRと連邦法務省の共同作業についての最初のシグナルは、株式法および貸借対照表法の引き続いての改正、すなわち透明・開示に関する法律（TransPuG）の現在の法律発議とともに現れている」<sup>39)</sup>という。かれによれば、この法律によって、一方では、政府委員会の提案「コーポレートガバナンス」（ここでは議論されていない）が取り上げられるが、他方では、連邦法務省は会計規範の変更に関する自己の提案に際して、基本的にはDSRのディスカッションペーパーの意見に自らを合わせている。その限りでは、商法典とドイツ会計基準との調和化に協力した当事者は、前述した意味において、おそらく順調である、とされる。

また、内容的には、例えば、商法典の現在の変更は、ドイツ会計基準4において提案された資本連結の際の取得原価原則の削除がこれに該当する。だが、それにもかかわらず、この場合、透明・開示法は、（少なくとも編集上は）帳簿価値法がなお商法典にそのままにしておかれているため、首尾一貫していないのである。そこで、帳簿価値法を適用する場合に取得原価制限がなお有効であるかどうかは不明確である<sup>40)</sup>、とするのである。

さらに、商法典第295条の異なる活動の場合の連結禁止をIASの範例に従って商法典から削除するというDSRの提案も、透明・開示法の担当官草案において取り上げられたにすぎない。それ

37) Ebenda, S.748.

38) Ebenda, S.748.

39) Ebenda, S.748.

40) Ebenda, S.748.

でも、立法手続きのその後の経過においては、連結範囲の完全な新秩序は延期されたが、とりわけ「商法典第295条の削除（帳簿価値法も同様）は、現在では、欧州共同体第7次指令の枠組みと（未だ）合致しないであろう」<sup>41)</sup>とされるのである。

こうして、Kirschは、「総じていえば、透明・開示法も、同じく（中期的に）得ようと努力されたコンツェルン貸借対照表法の包括的近代化という性格よりも、むしろシグナル作用を有するものである」<sup>42)</sup>という。つまり、かれによれば、この法律によって転換されたのは、DSRの僅かな（そして、その場合、なかならず確かに問題のない）提案にすぎない。取得原価制限の例は、この変更が必ずしも体系的に十分な結果になっていないことを示している<sup>43)</sup>、とされる。

また、その他の変更は、次の立法期間に通告されるが、その場合、そのことによって透明・開示法により変更された諸規定の若干も、例えば要求された連結範囲の限定も、再度、それに該当すべきである<sup>44)</sup>、とするのである。

こうして、Kirschは、「このドイツ貸借対照表法のさらなる発展との関係において注目されるのは、透明・開示法に対する理由付けにおいて挙げられた将来の立法趣旨の展望である」<sup>45)</sup>という。すなわち、それによれば、企業には「次年度において目前に迫った、国際的諸原則に強く指向したコンツェルン貸借対照表法への移行が容易にされる」<sup>46)</sup>というが、Kirschは、「ここでは、いかなるコンツェルン貸借対照表が考えられているかという問題が提起される。DSRの基準に関しては、この国際的諸原則に指向する傾向は明らかであるが、もちろん、この基準はコンツェルン貸借対照表法とはみなされえないであろう」<sup>47)</sup>という。同様なことは、国際会計基準審議会（IASB）の基準にも妥当するが、それは欧州閣僚理事会によって2002年6月6日に可決された欧州連合命令に基づいて2005年よりドイツ親企業の特定のコンツェルンに対して義務的に適用されなければならないものである。この命令について、Kirschは節を改めて詳論しているため、第7節において見ることにしたい。

また、Kirschによれば、IAS自体もドイツ企業に対するコンツェルン貸借対照表法ではなく、その法的拘束力は欧州連合命令を経由してのみ導き出すことができる。だから、その結果として、透明・開示法に対する理由書においては、商法典のコンツェルン貸借対照表法の国際的諸原則への接近が示唆されている。Kirschは、このことがドイツ貸借対照表表示規定の風土に適するのかどうか、いかに適するかという問題を提起するのであるが<sup>48)</sup>、この問題については第8節で考察することにしたい。

（未完）

---

41) Ebenda, S.748.

42) Ebenda, S.748.

43) Ebenda, S.748.

44) Ebenda, S.748.

45) Ebenda, S.749.

46) Ebenda, S.749.

47) Ebenda, S.749.

48) Ebenda, S.749.